

マイナンバーカードを健康保険証として利用されるかたへ

(オンライン資格確認システムについてのご案内)

当院はマイナンバーカード等を利用した『オンライン資格確認システム』に対応しております。マイナンバーカードをお持ちの方は、1階A受付設置のカードリーダーを利用することで、保険証を提示しなくても健康保険の資格確認が行えるようになります。**再来受付機にて受け付けた後に、A受付前のカードリーダーにて手続きして下さい。**但し、国・都道府県、市区町村による公費負担については、従来通り「医療証」の提示が必要となります。詳しくはA初診受付までお問合せ下さい。なお、従来通り健康保険証でも受診が出来ます。

【オンライン資格確認システムとは】

来院された患者様の保険情報（現在は主保険に関わる情報のみ）及び、服用薬剤、特定健診に関する情報について、個々の医療機関がその場で確認できるシステムです。既に現在マイナンバーカードと保険証を紐付けすることができるようになっていますが、マイナンバーカードを保険証として使用し、それを読み取り、資格確認を行うためにも必要となるのが『オンライン資格確認システム』です。

【オンライン資格確認のメリット】(R5年12月31日まで)

- ① マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となります。
 - ☞ あらかじめマイナポータルで保険証利用の申し込みをすることが必要です。
- ② 初診時は最大12円、再診時は最大6円、医療費の負担が安くなります。
(精算の際は全体の医療費負担の10円未満を四捨五入します。)
 - ☞ 受診の際は毎回、診察前に必ずカードリーダーによる認証が必要です。
(月に2回以上受診されるかたは、その都度認証が必要になります。)
 - ※月1回でなく【毎回】カードリーダーによる認証が必要です。
- ③ 限度額認定証の申し込みと提示が不要になります。(カードリーダー操作時に「限度額認定情報」の提供に同意して下さい。)
- ④ 医師が他の医療機関の薬剤情報や特定健診情報等を確認出来るようになります。
 - ☞ 患者さん本人の同意があれば、薬剤情報や特定健診情報を医師が閲覧でき、かかりつけ医療機関でも患者さんの最新情報が確認できるようになり、いつでも適切かつ迅速な診療・治療が実現します。災害時や、お薬手帳が手元にない場合等にも活用できます。
- ⑤ 医療保険資格確認が正確になります。
 - ☞ オンラインで健康保険証の確認ができることで、保険情報の正確な確認が出来るようになり、受付もスムーズになります。

【公費負担医療制度をご利用の患者様】

公費負担医療制度(国・都道府県・市区町村発行の助成制度など)を併用されている方は、引き続き各医療証のご提示が必要となります。2階、3階のブロック受付にてご提示下さい。

【顔認証付きカードリーダーのご利用について】

1階のA受付に設置しております。